

一宮市幼児環境教育推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来の担い手である子どもたちがさまざまな体験や活動を通じて、人間と環境との関わりやいのちの大切さについて学ぶことで、地球温暖化等の環境問題について考えるきっかけとなることを目的とする幼児環境教育推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 一宮市内の保育園、幼稚園、認定こども園（以下「保育園等」という。）において実施する環境教育に係る講師（以下「講師」という。）の紹介
- (2) 講師への謝礼金の支払（以下「支払」という。）

(支払対象活動)

第3条 支払の対象となる活動は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 活動期間は、5月1日から翌年2月末日までであること。
- (2) 活動時間は、45分以上であること。
- (3) 内容は、地球温暖化防止、生態系・生物多様性、ごみ減量・リサイクルその他環境に関することであること。

(支払額)

第4条 支払の額は、1万円(源泉徴収税を含む。)を上限とする。ただし、支払の額が1万円未満の場合は、その額(源泉徴収税を含む。)とする。

(支払の申請)

第5条 支払を希望する保育園等は、一宮市（以下「市」という。）が別に定める日までに幼児環境教育推進事業活動実施申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、市に提出しなければならない。

- 2 支払を希望する保育園等は、前項の規定のほか、市が別に指定する方法により、提出することができる。
- 3 提出は、1保育園等につき年1回限りとする。

(支払の決定及び通知)

第6条 市は、前条第1項又は第2項の規定する提出があった場合は、その内容を審査し、支払の可否を決定する。なお、予算の上限額を越える支払の申請があった場合は、抽選により支払を行う活動を決定する。

- 2 市は、申請のあった保育園等に、支払の可否について通知する。

(計画変更等)

第7条 支払が決定した活動を行う保育園等（以下「支払決定園」という。）は、支払の決定を受けた

後において当該活動に係る申請内容を変更し、又は活動を中止しようとするときは、速やかに幼児環境教育推進事業活動実施変更届（第 2 号様式）を提出しなければならない。この場合において、計画変更により支払の額を増額することはできない。

2 支払決定園は、前項の規定のほか、市が別に指定する方法により、提出することができる。

（実績報告）

第 8 条 支払決定園又は本事業で紹介した講師により活動を行った保育園等は、活動終了日から 10 日以内に次に掲げる書類を添付し、幼児環境教育推進事業活動完了報告書（第 3 号様式）を市に提出しなければならない。ただし、活動終了日から 10 日を経過する日が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに提出しなければならない。

(1) 活動の写真

(2) 活動の周知を行ったことがわかる園だより又はそれに準ずるもの

(3) 支払がある場合は、講師の口座を記した振込依頼書（第 4 号様式）。ただし、本事業で紹介した講師による活動の場合は、要しない。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか市が必要と認める書類

2 支払決定園又は本事業で紹介した講師により活動を行った保育園等は、前項の規定のほか、市が別に指定する方法により、提出することができる。

（支払）

第 9 条 市は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る活動の成果が支払の決定に適合すると認めたときは、講師に対し、第 4 条に規定する額を支払うものとする。

（支払の決定の取消し等）

第 10 条 市は、支払決定園又は講師が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支払の決定を取り消し、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により支払を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

（協力）

第 11 条 市は、支払決定園又は本事業で紹介した講師により活動を行った保育園等に対し、環境教育に関する調査を行うことができる。

2 支払決定園又は本事業で紹介した講師により活動を行った保育園等は、市が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。